



平成 29 年 2 月 27 日

各 位

東京都新宿区西新宿 3 丁目 20 番 2 号  
株式会社クロス・マーケティンググループ  
代表取締役社長兼 CEO 五十嵐 幹  
(コード番号：3675 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 CFO 小野塚 浩二  
(TEL. 03-6859-2250)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年3月29日開催予定の第4回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性と効率性を高めるため、平成29年3月29日開催予定の当社第4回定時株主総会の承認を条件として、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へと移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、権限委譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委譲に関する規定の新設、その他所要の変更を行うものであります。
- (2) その他、表現の一部修正及び上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。)

#### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成29年3月29日(予定)  
(2) 定款変更の効力発生日 平成29年3月29日(予定)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第17条(条文省略)	第1条～第17条(現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第18条(条文省略)	第18条(現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役は、8名以内とする。	第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、8名以内とする。
(新設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第21条(条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠として選任された取締役の任期は、<u>前任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じその他の役付取締役を選定することができる。</p> <p>第24条(条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条(条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条(条文省略)</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第21条(現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じその他の役付取締役を選定することができる。</p> <p>第24条(現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条(現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第31条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第31条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(監査役及び監査役会の設置) 第32条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>(監査等委員会の設置) 第33条 当会社は、監査等委員会を置く。</p>
<p>(監査役の数) 第33条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の解任) 第35条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期) 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役) 第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第34条 監査等委員会は、その決議により監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法) 第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) 第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)  第40条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)  第41条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等)  第42条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)  第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任</u>に関し、<u>同法第423条第1項の行為に関する監査役</u>の責任につき、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第423条第1項の行為に関する監査役</u>の責任につき、<u>会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結</u>することができる。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)  第37条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)  第38条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>
<p>(会計監査人の設置)  第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の選任)  第45条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の解任)  第46条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期)  第47条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の設置)  第39条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の選任)  第40条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の解任)  第41条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期)  第42条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>
<p>(事業年度)  第48条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)  第49条 (条文省略)</p>	<p>(事業年度)  第43条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)  第44条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)  1 当社は、平成29年3月29日開催の第4回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の<u>監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除</u>することができる。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>2 平成29年3月29日開催の第4回定時株主総会終結前の<u>監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第43条第2項の定めるところによる。</u></p> <p>附則 (定款変更の効力発生時期)  変更後の規定は、平成29年3月29日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって効力を生ずる。なお、本附則は、<u>効力発生</u>の時をもってこれを削除する。</p>